20220401

城下町スポーツクラブ

会 則

## 第 1 章 総 則

#### (名 称)

第1条 本会は城下町スポーツクラブ(以下「本会」という)と称する。

#### (事務所)

第2条 本会の事務所は「事務局長宅」に置く。

#### 第 2 章 構成

#### (構 成)

第3条 本会は本会に登録された会員と第6条の役員をもって構成する。

但し上記以外の者でも、運営委員会がこれを認めたる時は、本会の構成員 となることができる。

#### 第 3 章 目的及び事業

#### (目 的)

第4条 本会はスポーツと文化活動により、地域住民の健康増進、青少年の健全な 心身の育成と地域の活性化、スポーツ指導者の活躍の場の創造を図ることを 目的とする。

#### (事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各種スポーツ教室の開催
- ② 各種スポーツ交流大会、イベントの開催
- ③ 地域住民の交流の場の提供
- ④ スポーツに関する講習会、研修会の開催
- ⑤ スポーツ指導者の育成
- ⑥ 同じ目的をもつ他団体との協働
- ⑦ その他本会の目的を達成するに必要な事項

#### 第 4 章 役員及び職務

#### (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 代 表 1名
- ⑤ 財務局長 1名
- ② 副代表  $1 \sim 2$ 名 ⑥ 会 計  $1 \sim 2$ 名
- ③ クラブマネジャー
- ⑦ 運営委員 必要数名
- アシスタントマネジャー ⑧ 監 事 1~2名

  - 必要数名 ⑨ 顧 問 必要若干名
- ④ 事務局長 1名

#### (役員の選出)

- 第7条 役員の選出は、第13条の運営委員会で推薦し、総会または臨時総会で承認を得る。
  - 2. 前項の他、代表が役員を推薦することができる。
  - 3. 監事、顧問を除くすべての役員は、公財)日本スポーツ協会の公認スポー ツ指導者資格を有するものとする。

#### (役員の職務)

- 第8条 役員の職務は、それぞれ次に揚げるとおりとする。
  - ① 代表は、本会を代表し本会の会務を統轄する。
  - ② 副代表は、代表を補佐し、代表事故ある時は、副代表これを代行する。
  - ③ クラブマネジャー及びアシスタントマネジャーは、本会を効果的に運営 するためのマネジメントを行なう。
  - ④ 運営委員は、運営委員会を組織し事業の執行を図る。
  - ⑤ 顧問は、本会の運営上の重要事項に関し、代表の諮問に応じ各種役員会に出席して意見を述べることができる。
  - ⑥ 監事は、本会の財務及び事業の執行に関する監査を行う。

#### (役員の任期)

- 第9条 役員の任期は原則として2年とする。ただし再任は妨げない。
  - 2. 期の途中で選任された役員の任期は改選の年までとする。

#### (解 任)

第10条 役員は任期中であっても、本会の名誉を毀損し、または趣旨目的に反する 行動があったときは、運営委員会が審議し、代表はこれを解任することがで きる。

#### 第 5 章 機 関

#### (機 関)

- 第11条 本会に次の機関を置く。
  - ① 総会
  - ② 臨時総会
  - ③ 運営委員会

#### (総 会)

- 第12条 総会は顧問を除く役員で構成する。
  - 2. 総会は年1回 代表これを招集して次の事項を審議する。
    - ① 予算・決算の承認及び事業の報告と計画について
    - ② 役員の改選その他の重要事項について
  - 3. 臨時総会は代表が必要と認めたとき、または役員の3分の1以上の請求が あったとき臨時に開催し必要事項について審議する。

#### (運営委員会)

- 第13条 運営委員会は運営委員で構成し、本会の運営にあたる。
  - 2. 運営委員会は必要に応じて代表これを招集し次の事項を審議する。
    - ① 総会に提出すべき事項
    - ② 本会運営に関する事項
    - ③ 総会の決議で委任された事項
    - ④ その他代表が必要と認める事項
  - 3. 運営委員会は必要があれば、総会で議決された事項について、会員を招集 し事業説明をするものとする。

#### (議決方法)

第14条 会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長これを採決する。 (議 長)

第15条 すべての会議の議長は代表が行なうものとする。

### 第 6 章 入会及び退会等

#### (入 会)

- 第16条 本会に入会するには、入会申込書に年間登録料を添えて届け出、代表の承認を受けるものとする。
  - 2. 登録等に関する規定は別途定める。

#### (退 会)

第17条 本会の退会は登録の更新が無かった時点で退会とする。

#### (除 名)

第18条 構成員が本会の名誉を毀損し、または趣旨目的に反する行動があったとき は、運営委員会の審議を経て代表がこれを除名することができる。

#### 第 7 章 会 計

### (経費)

第19条 本会の経費は会員の年間登録料及びチケット等の販売収入と、寄付金、補助金、委託金その他の事業収入で当てる。

#### (会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものと する。

#### 第8章報酬

#### (報酬)

第21条 役員、コーチ等の報酬に関する規定は別途定める。

# 第 9 章 付 則

(付 則)

① 本会則の改廃は総会の決議を経るものとする。 本会則は平成20年6月29日より施行する。 本会則は一部改正し令和4年4月1日より施行する。

以上

#### 別に定める規定

# [登録等に関する規定]

- 第22条 第16条 2項の登録等に関する規定は次のとおり定める。
  - 1. 本会への入会は、個人または家族登録とする。
  - 2. 登録有効期間は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。

#### (年間登録料に関する規定)

- 1. 個人登録 3.000円 (大人、子供同額)
- 2. 家族登録 5,000円 (同居家族に限る)
- 3. 上記の登録料にはスポーツ保険を含む
- 4. 期間の1月以降に登録の場合は登録料を半額とする

#### (チケット等に関する規定)

- 1. 体験チケット 500円(1回に限り、発行当日のみ有効)
- 2. 1回券チケット 600円
- 3. 11回券チケット 6,000円
- 4. 年間パスポート 22,000円 (購入日より1年間有効)
- 5. チケットは他人(登録会員に限る)に譲渡することができる
- 6. パスポートは他人に貸与することはできない
- 7. イベント等、特別種目の参加費については別途定める
- 第23条 第22条で納められた料金は会員の都合による返金をしない。
  - 2. 諸事用による開催会場の閉鎖などがあった場合は年間パスポートの有効期限を延長することもある。
- 第24条 会員の言動により教室の進行に妨げが生じる場合、コーチの判断でその教室から退去を命ずる場合がある。その場合の参加料は返金しない。
- 第25条 不測の事故が発生した場合には、コーチ並びに本会が加入するスポーツ保 険の範囲において補償し、それ以上の責任は有しないものとする。
  - ・本規定の改正は総会の決議を経るものとする。
  - ・本規定は平成20年6月29日より施行する。
  - ・本規定は一部改正し令和4年4月1日より施行する。

以上

#### 別に定める規定

# [役員、コーチ等の報酬等に関する規定]

第26条、役員・コーチ等の報酬に関する規定は次のとおりとする。

#### (役員の報酬に関する規定)

- 1. クラブマネジャーに月額 10,000 円を支給する。
- 2. 事務局長に月額 10,000 円を支給する。
- 3. 財務局長に月額 10,000 円を支給する。
- 4. その他の役員がクラブに必要な会議等にクラブ代表として出席する時は 日当 3.000 円と交通費、宿泊費を実費にて支払うものとする。
- 5. 役員がクラブ運営に必要な会議等に出席した時の報酬は交通費込みで 500 円/回とする。

#### (コーチ等の報酬に関する規定)

- 1. 公認スポーツコーチは1教室当たり3.000円を支給する。
- 2. コーチ補助員は1教室当たり1,000円を支給する。
- 3. 交通費は報酬に含む。
- 4. 指導に必要な経費は事前に事務局に相談の上実費を支払う。
  - ・本規約の改正は総会の決議を経るものとする。
  - ・本規定は平成20年6月29日より施行する。
  - ・本規定は一部改正し令和4年4月1日より施行する。

以上